

地方厚生（支）局長
日本年金機構理事長
市町村長

} 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する
省令の公布について（通知）

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和 35 年政令第 122 号。以下「政令」という。）第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 19 号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日公布・施行される。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第 1 改正の趣旨

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。）の規定により、国民年金事業の事務の一部は市町村の法定受託事務とされており、この事務処理に必要な費用は、国が交付することとされている（法第 86 条）。

毎年度各市町村に対して交付すべき事務費交付金の額は、政令第 2 条において、

- ① 基礎年金等事務の執行に要する費用のうち人件費に対応する部分（以下「基礎年金等事務に係る人件費算定基礎額」という。）
- ② 基礎年金等事務の執行に要する費用のうち物件費に対応する部分
- ③ 福祉年金事務の執行に要する費用のうち人件費に対応する部分（以下「福祉年金事務に係る人件費算定基礎額」という。）
- ④ 福祉年金事務の執行に要する費用のうち物件費に対応する部分

の合計額とされており、これらの具体的な算定方法は国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 6 号。以下「省令」という。）において定めている。

上記の①～④については、毎年的人事院勧告に基づく国家公務員給与の改定等に基づき改定を行っており、今般、上記の①及び③の算定に用いる基本額並びに①及び②の算定に用いる係数に関して、令和 6 年度分についての改定を行う。

第2 改正の概要

基礎年金等事務に係る人件費算定基礎額及び福祉年金事務に係る人件費算定基礎額の算定に用いる基本額並びに地域差の係数及び寒冷度の係数について、以下のとおり改正を行う。

(1) 基本額（省令第1条第1号、第3号及び第5号並びに同第2条第3項）の改定

ア. 基礎年金等事務に係る人件費算定基礎額の算定に用いる基本額について、事務毎にそれぞれ

- ・ 適用等事務の基本額は 685 円から 706 円に
- ・ 給付事務の基本額は 512 円から 528 円に
- ・ 免除事務の基本額は 1,402 円から 1,445 円

に改める。

イ. 福祉年金事務に係る人件費算定基礎額の算定に用いる基本額について、51 円から 53 円に改める。

(2) 地域差の係数の改定（省令別表(1)及び(2)）

地域差の係数については、地方交付税制度における「普通態容補正係数」等に基づき地域差の係数を改定しているところ、今年度の改正を踏まえ、当該係数を改める。

(3) 寒冷度の係数の改定（省令別表(3)）

当該係数については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和 24 年法律第 200 号)における「寒冷地手当の額」に基づき改定しているところ、今年度の改正を踏まえ、当該係数を改める。

第2 施行期日

改正省令は、公布の日から施行し、令和 6 年度の事務費交付金から適用する。

○厚生労働省令第十九号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第二百二十二号）第二条第一号から第三号までの規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十九日

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		
（用語の定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 適用等事務人件費算定基礎額 七百六円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二 （略）		
改 正 前		
（用語の定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 適用等事務人件費算定基礎額 六百八十五円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二 （略）		

- 三 給付事務人件費算定基礎額 五百二十八円に、市町村の地域区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。
- 四 (略)
- 五 免除事務人件費算定基礎額 千四百四十五円に、市町村の地域区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。
- 六・十 (略)
- (被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として算定する額)

第二条 (略)

2 (略)

- 3 令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、五十三円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。

4・5 (略)

別表 (第一条関係)

- (1) 地域差の係数 (第一条第一号関係)

区 分	係 数
1 級地	0.108
2 級地	0.105
3 級地	0.105
4 級地	0.103
5 級地	0.101
6 級地	0.098
7 級地	0.096
無級地	0.094

備考 (略)

- (2) 地域差の係数 (第一条第二号関係)

区 分	係 数	区 分	係 数
I の地域10種地	0.022	II の地域10種地	0.014
I の地域9 種地	0.022	II の地域9 種地	0.014
I の地域8 種地	0.022	II の地域8 種地	0.011
I の地域7 種地	0.018	II の地域7 種地	0.011
I の地域6 種地	0.010	II の地域6 種地	0.009
I の地域5 種地	0.007	II の地域5 種地	0.007
I の地域4 種地	0.000	II の地域4 種地	0.000
I の地域3 種地	0.000	II の地域3 種地	0.000
I の地域2 種地	0.000	II の地域2 種地	0.000
I の地域1 種地	0.000	II の地域1 種地	0.000

備考 (略)

- 三 給付事務人件費算定基礎額 五百十二円に、市町村の地域区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。
- 四 (略)
- 五 免除事務人件費算定基礎額 千四百二円に、市町村の地域区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。
- 六・十 (略)
- (被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として算定する額)

第二条 (略)

2 (略)

- 3 令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、五十一円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。

4・5 (略)

別表 (第一条関係)

- (1) 地域差の係数 (第一条第一号関係)

区 分	係 数
1 級地	0.058
2 級地	0.056
3 級地	0.056
4 級地	0.055
5 級地	0.054
6 級地	0.052
7 級地	0.051
無級地	0.050

備考 (略)

- (2) 地域差の係数 (第一条第二号関係)

区 分	係 数	区 分	係 数
I の地域10種地	0.018	II の地域10種地	0.012
I の地域9 種地	0.018	II の地域9 種地	0.012
I の地域8 種地	0.018	II の地域8 種地	0.009
I の地域7 種地	0.015	II の地域7 種地	0.009
I の地域6 種地	0.008	II の地域6 種地	0.007
I の地域5 種地	0.005	II の地域5 種地	0.005
I の地域4 種地	0.000	II の地域4 種地	0.000
I の地域3 種地	0.000	II の地域3 種地	0.000
I の地域2 種地	0.000	II の地域2 種地	0.000
I の地域1 種地	0.000	II の地域1 種地	0.000

備考 (略)

(3) 寒冷度の係数		(3) 寒冷度の係数	
区 分	係 数	区 分	係 数
1 級地	0.026	1 級地	0.019
2 級地	0.023	2 級地	0.017
3 級地	0.022	3 級地	0.016
4 級地	0.018	4 級地	0.013
備考 (略)		備考 (略)	

附 則
この省令は、公布の日から施行し、令和六年度分の事務費交付金から適用する。